

地方公共団体のための著作権研修

— 著作権の正しい知識を具体例から学ぶ —



自治体のHP、チラシ、パンフレット、説明会資料等を作成又は作成を外注する際など、著作権法に違反しないか確認できるようになる。



高度の独創性がなくとも写真、画像等には幅広く著作権が認められる。また、著作権には沢山の種類があり、著作権の帰属にもルールがある。

著作権法の基本的な知識について、事例も通じながら学ぶ。



講師
うらかわ ゆうき
浦川 雄基 氏
鴻和法律事務所 パートナー弁護士

平成23年 弁護士登録 福岡県弁護士会所属
日本経営協会「具体例で学ぶ 地方公共団体のための著作権講座」等講師

会場

松江会場 **オンライン受講可** 定員50名

日時 5月29日(水) 9:45~16:15

場所 島根県市町村振興センター

プログラム

午前

1. 著作権法の目的
2. どのようなものが著作物と認められるか
3. 様々な種類がある著作権
4. 著作者のこだわりを守る著作者人格権

午後

5. 誰が著作者になるか
6. どのような場合に著作権侵害となるか
7. 著作権を侵害した場合に受ける制裁
8. 著作物が自由に使える場合

対象

■全ての所属 ■新採～管理監督者

こんな方におすすめ!

- 著作権について基礎を学びたい
- 広報をはじめ、住民向けに情報発信をしている
- 自治体で所有する著作物の扱いに悩んでいる

研修担当より

* 広報担当のみならず、自治体職員であればあらゆる場面で気になる著作権。満を持して著作権を初開催します。次年度以降の開催は未定のため、気になる方はぜひ今年度ご受講ください。